

フロン排出抑制法施行により、 クーラー搭載機台所有者の責任が増大します。

I. 簡易点検・定期点検の義務化

1. 機台搭載クーラーを対象に、日常的に実施する簡易点検の実施が義務付けられます。
(四半期に一度)

⇒添付書類2「業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の手引き」、
添付書類3「機台搭載クーラー簡易点検記録簿」をご利用いただきますよう
お願いいたします。

2. 圧縮機定格出力が7.5kW以上である場合、3年に1回以上の定期点検を実施する必要があります^{※1}。

※1 ただし、フォークリフト等産業車両のクーラーは圧縮機定格出力が7.5kW未満のため
定期点検を実施する義務はありません。

II. フロン類の漏えい発見時、速やかに漏えい箇所の特定及び修理を実施

1. フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止です。
(繰り返し充填の原則禁止)

2. 漏えいを発見した場合は、お近くのトヨタL&F販売店にお問い合わせいただき、
適切な修理・フロン類の充填^{※2}を依頼いただきますようお願い申し上げます。

※2 フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する
義務があります。

III. 機器整備に関する履歴の記録・保存義務 (機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等)

クーラーに関する適切な管理を行うため、機器の整備については記録簿に履歴を記録し、
記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければなりません。

IV. フロン類の算定漏えい量を報告

一年間にフロン類をCO₂換算値で1,000CO₂-t以上漏えいした事業者は国へ報告する義務が
あります。算定漏えい量は第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書及び回収証明書
から算出することができます。

⇒フロン類算定漏えい量(CO₂-t)

$$=(\text{充填量(kg)}-\text{機器整備時の回収量(kg)})\times\text{GWP}^{\text{※3}}\div 1000$$

※3 地球温暖化係数(Global Warming Potential)・・・CO₂の何倍の温室効果を有するかを表す値

V. 機器廃棄時、フロン類を回収 (法改正前からの義務)

1. 第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。

2. 回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。
⇒お近くのトヨタL&F販売店にお問い合わせください。

【フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、以下のような罰則が科せられます】

1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金・・・①フロン類のみだり放出

2) 50万円以下の罰金……………①管理者の判断基準違反
②行程管理表交付違反

3) 20万円以下の罰金……………①管理の適正化の実施状況報告の未報告、虚偽報告
②立ち入り検査の拒否、妨害、忌避

4) 10万円以下の過料……………①算定漏えい量の未報告、虚偽報告